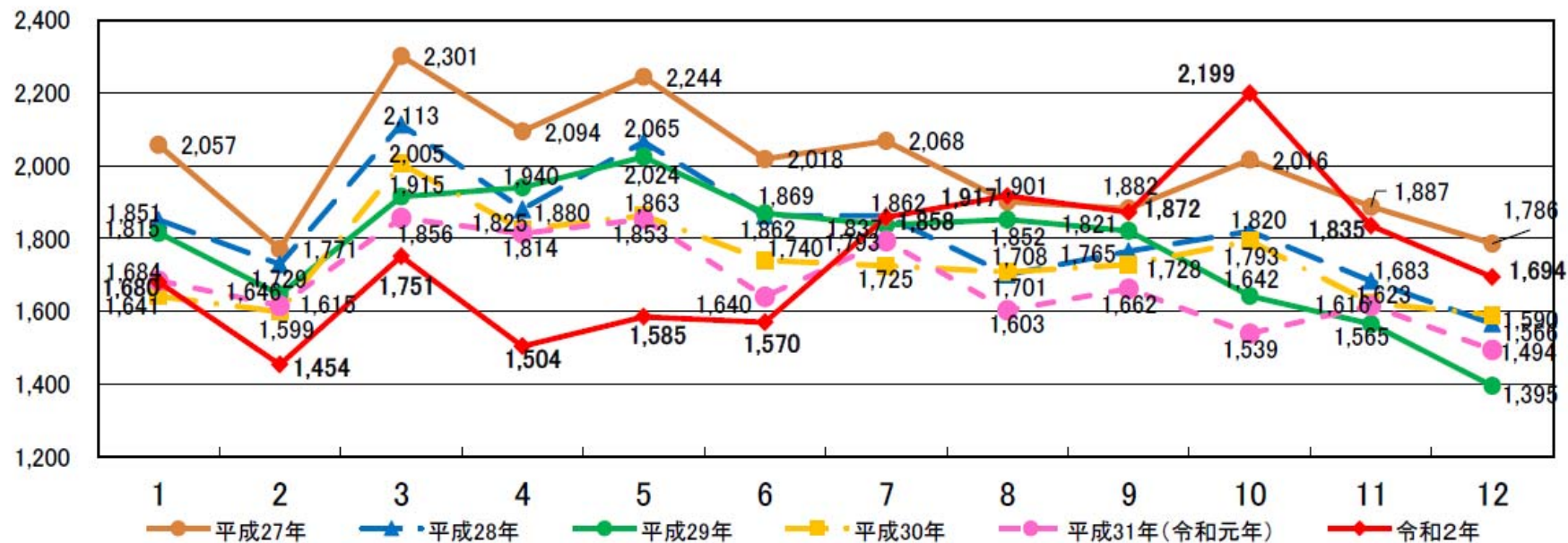


# 自殺対策の概要

厚生労働省

## 自殺者数の最近の動向（月別総数）



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	合計	1,680	1,454	1,751	1,504	1,585	1,570	1,858	1,917	1,872	2,199	1,835	1,694	20,919
	男性	1,185	1,026	1,244	1,062	1,091	1,061	1,195	1,244	1,219	1,320	1,194	1,102	13,943
	女性	495	428	507	442	494	509	663	673	653	879	641	592	6,976
平成31年(令和元年)	合計	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494	20,169
	男性	1,176	1,122	1,324	1,289	1,298	1,145	1,230	1,139	1,161	1,073	1,086	1,035	14,078
	女性	508	493	532	525	555	495	563	464	501	466	530	459	6,091
対前年増減数 (2-元)	総数	-4	-161	-105	-310	-268	-70	65	314	210	660	219	200	750
	男性	9	-96	-80	-227	-207	-84	-35	105	58	247	108	67	-135
	女性	-13	-65	-25	-83	-61	14	100	209	152	413	111	133	885

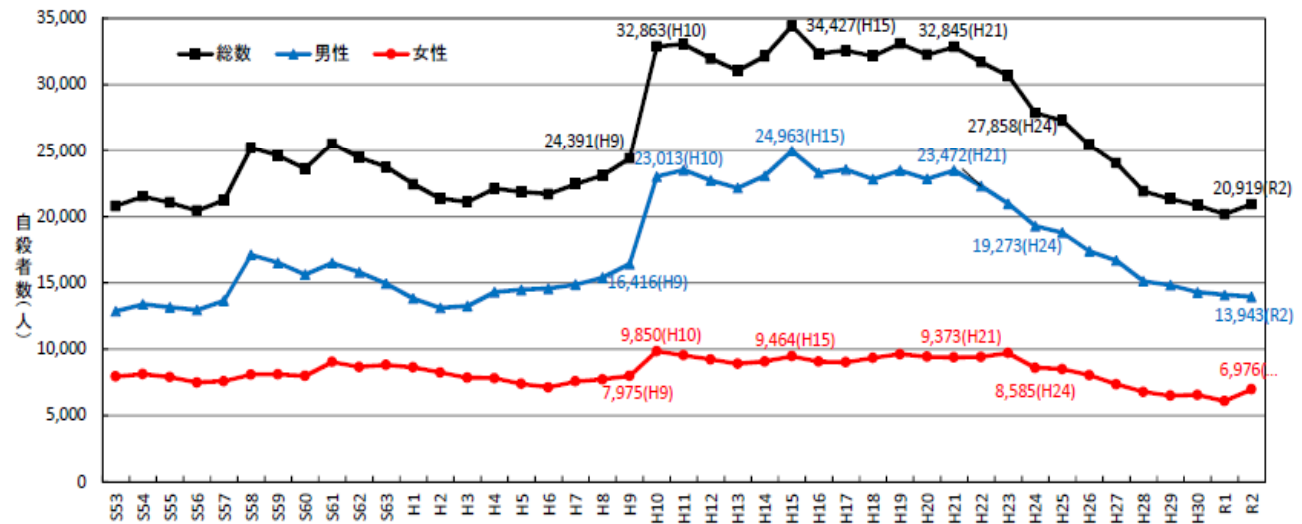
※令和元年は確定値、令和2年1月～11月は暫定値、12月は速報値

自殺者の年次推移（1ページ）

年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	20,919	13,943	6,976

○令和2年の自殺者数は20,919人となり、対前年比750人（約3.7%）増。

○男女別にみると、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。



警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成。  
注) 令和2年は速報値。

# 令和2年11月(暫定値)と令和元年11月(確定値)の比較

## 令和2年11月(暫定値)と令和元年11月(確定値)の比較について

12月18日作成

### 1. 年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和2年11月 (暫定値)	総数	1,835	76	203	241	319	315	223	248	200	10
	男	1,194	45	134	173	201	210	145	159	121	6
	女	641	31	69	68	118	105	78	89	79	4
令和元年11月 (確定値)	総数	1,616	43	156	193	292	296	215	248	168	5
	男	1,086	28	100	140	199	212	154	153	96	4
	女	530	15	56	53	93	84	61	95	72	1
差	総数	219	33	47	48	27	19	8	0	32	5
	男	108	17	34	33	2	-2	-9	6	25	2
	女	111	16	13	15	25	21	17	-6	7	3

### 2. 職業別の比較

		自営業・家族 従業者	被雇用者・勤 め人	学生・生徒等	無職者	うち主婦	うち失業者	うち年金・雇用保 険等生活者	うちその他の無職 者	不詳
令和2年11月 (暫定値)	総数	94	537	90	932	96	51	408	371	182
	男	75	398	60	550	0	40	267	240	111
	女	19	139	30	382	96	11	141	131	71
令和元年11月 (確定値)	総数	131	496	65	896	77	50	395	373	28
	男	116	394	45	509	0	37	238	233	22
	女	15	102	20	387	77	13	157	140	6
差	総数	-37	41	25	36	19	1	13	-2	154
	男	-41	4	15	41	0	3	29	7	89
	女	4	37	10	-5	19	-2	-16	-9	65

注：無職者には、上記の他に利子・配当・家賃等生活者等の分類がある。

### 3. 原因・動機別の比較

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和2年11月 (暫定値)	総数	275	800	242	189	68	38	110	598
	男	154	444	208	154	38	27	68	408
	女	121	356	34	35	30	11	42	190
令和元年11月 (確定値)	総数	231	836	254	135	48	26	82	447
	男	133	455	206	106	30	19	56	339
	女	98	381	48	29	18	7	26	108
差	総数	44	-36	-12	54	20	12	28	151
	男	21	-11	2	48	8	8	12	69
	女	23	-25	-14	6	12	4	16	82

注：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）において特別集計したものである。

# 令和2年10月(暫定値)と令和元年10月(確定値)の比較

## 令和2年10月(暫定値)と令和元年10月(確定値)の比較について

12月18日作成

### 1. 年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和2年10月 (暫定値)	総数	2,199	64	253	300	400	383	271	301	223	4
	男	1,320	44	145	186	253	244	160	165	120	3
	女	879	20	108	114	147	139	111	136	103	1
令和元年10月 (確定値)	総数	1,539	52	143	179	251	279	220	236	176	3
	男	1,073	37	93	121	189	206	153	161	111	2
	女	466	15	50	58	62	73	67	75	65	1
差	総数	660	12	110	121	149	104	51	65	47	1
	男	247	7	52	65	64	38	7	4	9	1
	女	413	5	58	56	85	66	44	61	38	0

### 2. 職業別の比較

		自営業・家族 従業者	被雇用者・勤 め人	学生・生徒等	無職者	うち主婦	うち失業者	うち年金・雇用保 険等生活者	うちその他の無職 者	不詳
令和2年10月 (暫定値)	総数	106	731	83	1,140	152	55	498	429	139
	男	89	520	51	567	0	44	271	247	93
	女	17	211	32	573	152	11	227	182	46
令和元年10月 (確定値)	総数	129	456	71	865	84	44	399	332	18
	男	115	362	49	535	0	40	260	232	12
	女	14	94	22	330	84	4	139	100	6
差	総数	-23	275	12	275	68	11	99	97	121
	男	-26	158	2	32	0	4	11	15	81
	女	3	117	10	243	68	7	88	82	40

注：無職者には、上記の他に利子・配当・家賃等生活者等の分類がある。

### 3. 原因・動機別の比較

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
令和2年10月 (暫定値)	総数	303	1,043	288	205	92	32	113	693
	男	145	491	239	163	49	21	62	457
	女	158	552	49	42	43	11	51	236
令和元年10月 (確定値)	総数	212	782	238	145	55	23	86	404
	男	133	478	209	121	35	20	63	294
	女	79	304	29	24	20	3	23	110
差	総数	91	261	50	60	37	9	27	289
	男	12	13	30	42	14	1	-1	163
	女	79	248	20	18	23	8	28	126

注：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）において特別集計したものである。

# 「コロナ禍における自殺の動向に関する分析について」(中間報告)(概要)

(令和2年10月21日公表。厚生労働大臣指定 調査研究等法人「一般社団法人 いのちささえる自殺対策支援センター」)

- ①4月から6月にかけて、社会的不安の増大で、自身の命を守ろうとする意識の高まり等により、自殺者が減少した可能性があること、
- ②7月以後、様々な年代の女性の自殺者が増加傾向にあり、「同居人がいる女性」と「無職の女性」の増加が目立つこと、
- ③自殺報道の影響と考えられる自殺の増加が見られること、
- ④緊急小口資金の貸付などの政府の各種支援策が自殺の増加を抑止している可能性があることとなっている。

※9月、10月の自殺者数の動向は分析に入っていない。

## 1 本年の自殺の動向は、例年とは明らかに異なる

長期トレンド(2014年以降)を、統計的な方法で、7日間の移動平均により分析したところ、自殺者数はこれまでの減少傾向から上昇に転じている。特に女性の自殺者数の上昇が顕著。

## 2 本年4月から6月の自殺者数は、例年よりも減少

本年4月～6月までは前年比でいずれも自殺者数は減少しているが、2015年～2019年の回帰モデルに基づく予測値と実測値の差も、4月からほとんどの日において予測値を下回る。社会的危機により、人々の死への恐怖や社会的連帯感の高まりにより自殺者数が減少したと考えられる。

## 3 様々な年代において、女性の自殺は増加傾向

女性の幅広い年代で自殺者が増加。「同居人がいる女性」「無職の女性」の自殺が自殺率を押し上げている。女性の自殺の背景には、経済生活問題、勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れ、精神疾患等、様々な問題が潜んでいる。コロナ禍において、これらの自殺の要因になりかねない問題が深刻化しており、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性がある。

(非正規雇用の減少は女性において著しい(労働力調査)。DVの相談件数は1.6倍(内閣府調査)、産後うつが2倍以上(筑波大研究者))

## 4 自殺報道の影響と考えられる自殺の増加が見られる

7月の自殺者の日別の状況を分析したところ、有名人の自殺報道がなされた7月18日の前後1週間で自殺者が増加。昨年同時期との比較においても自殺者数は増加しており、有名人の自殺報道が自殺者の増加に影響している可能性がある。

## 5 8月に女子高校生の自殺者数が増加

本年8月の高校生の自殺者は過去5年間で最も多く、特に女子高生の自殺者数が統計学的に有意に多い。

## 6 自殺者数は、依然として女性よりも男性が多い

本年7月以降、女性の自殺者数の増加率が高いことから女性の自殺に注目されているが、自殺者数の実数は7:3で男性が多いことに留意。

## 7 政府の各種支援策が自殺の増加を抑止している可能性

緊急小口資金、総合支援資金等の政府の支援策が自殺者の増加を抑止している可能性を示唆。

# 自殺対策基本法の概要

## 基本理念の追加(第2条)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

## 自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

## 都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定めるものとする

## 都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

## 基本的施策の拡充

### 〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

### 〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

### 〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

## 必要な組織の整備(第25条)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

## 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少  
**(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)**

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し



# 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

## ●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進）
- ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム）
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連動
- ・オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

### 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

### 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

### 10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

## 主な相談窓口

### 【主な電話相談窓口】

<p>こころの健康相談統一ダイヤル          (電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続)</p>	0570-064-556	
<p>よりそいホットライン          (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)</p>	0120-279-338 (全国:岩手県・宮城県・福島県除く) 0120-279-226 (岩手県・宮城県・福島県)	生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、DV・性暴力や自殺防止など5つの「専門ライン」を設置。24時間対応。
<p>いのちの電話          (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)</p>	0570-783-556	毎日16時～21時フリーダイヤル 0120-783-556
<p>チャイルドライン          (NPO法人 チャイルドライン支援センター)</p>	0120-99-7777 チャット相談もあり	18歳以下の子どもが対象

### 【主なSNS相談窓口】

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク	LINE、Twitter、チャット	
NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア	LINE、Twitter、Facebook、チャット	
NPO法人 BONDプロジェクト	LINE	10代20代の女性のための相談街・ネットパトロール、一時保護

### 【その他の相談窓口の紹介】

支援情報検索サイト	<a href="http://shienjoho.go.jp/">http://shienjoho.go.jp/</a>	自治体や民間団体が実施する電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口を集約し、検索機能を付したデータベース
-----------	---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

## 自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援

### 【施策の目的】

令和2年度 第一次補正予算:2.7億円、第二次補正予算:8.7億円

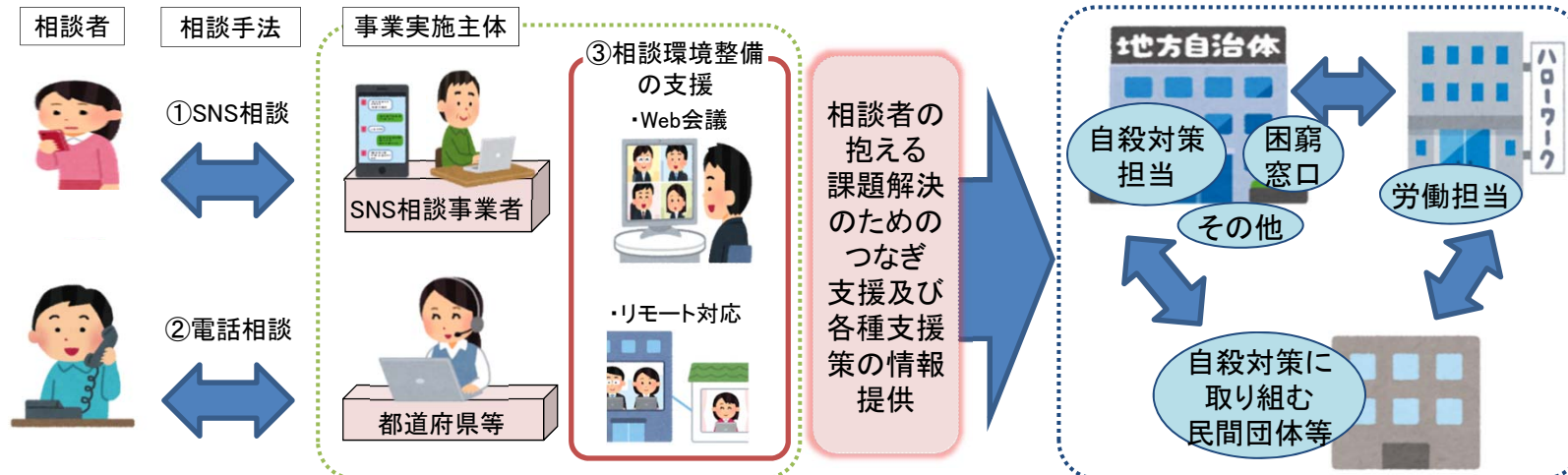
新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響が拡大している状況を踏まえ、失業や休業等による自殺を未然に防止するため、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行う。

### 【施策の概要】

自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える国民に対して、民間団体が行っているSNSを活用した相談及び都道府県等が行っている電話相談等の支援体制を拡充するとともに、リモートワークなど在宅での相談体制や、相談ブースの隔離等の相談環境の整備等に向けた支援を行う。

### 【施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等】

- 実施主体:民間団体、都道府県、市町村    ○ 補助率:10/10、1/2、2/3
- 対象者:新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方
- 相談事業実施の流れ



# 自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞  
自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

## 令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	27.8億円 (26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円 (4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円 (1.3億円)
その他(本省費)	94百万円 (96百万円)

## ※令和2年度第三次補正予算案

⑧ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称) 140億円の内数

### 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- ⑧ SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援



対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



### 2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

### 3. ⑧ 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

# 支援情報検索サイトの利用方法



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

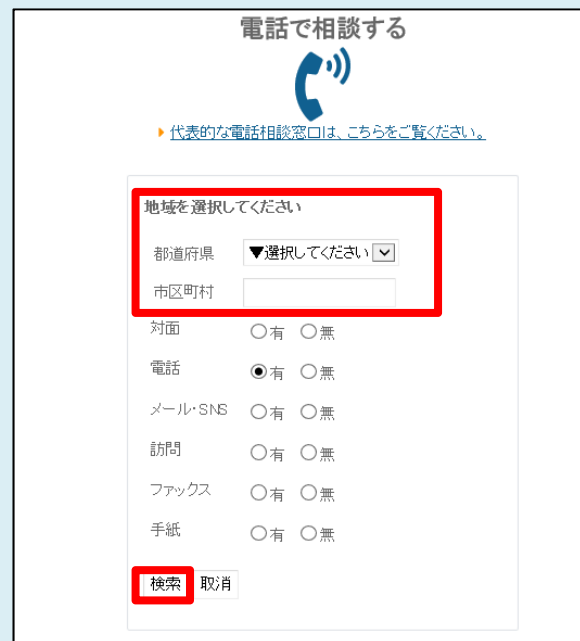
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。



イラスト：細川貂々